

(令和元年度補正予算)

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に基づいて実施する販路拡大等に取り組む費用の2/3を補助します(補助金上限額50万円)。

対象事業者

◇小規模事業者

小規模事業者とは、常時使用する従業員が20名以下。但し、商業・サービス業の場合は5名以下の事業者です。

対象となる事業

持続的な経営に向けた経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら行う、小規模事業者の創意工夫を凝らした地道な販路開拓(創意工夫による売り方やデザイン変更、チラシ作成、商談会参加等)に取り組む事業。

※詳細は公募要領をご確認下さい。

補助対象となる取組例

販促用のチラシの作成配布、販促用PR(マスコミ媒体に広告・WEBサイトでの広告)、商談会・展示会への出展、店舗改装、陳列レイアウト改良、商品パッケージの改良、ネット販売システムの構築、新商品の開発、販促品、試作品の製造など。

申請書等

公募要領をご確認下さい。

申請様式はホームページよりダウンロードして下さい。

<http://www.osaka-sci.or.jp/jizokuka/index.html>

補助率等

1件当たりの補助上限額50万円(補助率2/3)。

但し、認定市町村による特定創業支援等事業の支援を受けた事業者については、補助金上限額100万円。

また今回の公募にあたっては、以下の取組等が加点対象となります。

- ・新型コロナウイルス感染症により経営上の影響を受けながらも販路開拓に取り組む事業者
- ・満60歳以上の代表者が行う事業承継に向けた取組
- ・過疎地域の事業者
- ・地域未来牽引企業または、地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者
- ・賃上げの計画を有し、従業員に表明している事業者
- ・経営力向上計画の認定事業者

公募期間

～受付締切～

第2次締切 2020年 6月 5日(金) 締切日当日消印有効

第3次締切 2020年 10月 2日(金) 締切日当日消印有効

第4次締切 2021年 2月 5日(金) 締切日当日消印有効

大阪府商工会連合会への申請書類一式の送付締切。

申請にあたっては、地域の商工会の確認が必要となります。大阪府商工会連合会(補助金事務局)への提出の前に、地域の商工会に「経営計画書・様式2と「補助事業計画書・様式3」の写し等を提出のうえ、「事業支援計画書・様式4(以下様式4)」の作成・交付を依頼してください。〔様式4〕の発行には一定の日数がかかります。締切までに十分な余裕をもって締切の1週間前までに、地域の商工会にお越しください。

また地域の商工会から「様式4」の交付を得た後、併せて下記提出先へ送付してください。

その他詳しくはホームページをご覧ください。

問い合わせ先：大阪府内16商工会

南河内地域

柏原市商工会	TEL.072-972-0881
河内長野市商工会	TEL.0721-53-9900
藤井寺市商工会	TEL.072-939-7047
富田林商工会	TEL.0721-25-1101
羽曳野市商工会	TEL.072-958-2331
大阪狭山市商工会	TEL.072-365-3194

北摂地域

摂津市商工会	TEL.06-6318-2800
島本町商工会	TEL.075-962-5112
能勢町商工会	TEL.072-734-0460
四條畷市商工会	TEL.072-879-1656
豊能町商工会	TEL.072-739-1647

泉州地域

忠岡町商工会	TEL.0725-33-3208
阪南市商工会	TEL.072-473-2100
岬町商工会	TEL.072-492-3311
泉南市商工会	TEL.072-483-6365
熊取町商工会	TEL.072-453-8181

○問い合わせ等は、上記機関にて受け付けます

○本事業の申請に際しては、最寄りの商工会による確認が必要となります。提出の前に最寄りの商工会で所定事項を記載した添付用紙を得た後、下記大阪府商工会連合会宛に郵送にて、ご提出下さい。

○商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者については、別途日本商工会議所が公表する公募要領をご覧ください。

申請書提出先・問い合わせ先

大阪府商工会連合会 〒540-0029 大阪市中央区本町橋 2-5(マイドームおおさか 6F) TEL.06-6947-4340

※詳細は大阪府商工会連合会のHPの公募要領をご参照下さい。

<http://www.osaka-sci.or.jp/jizokuka/index.html>